

会 議 録

会議の 名称	第5回葛飾区公文書管理条例準備委員会			
開催日時	令和6年8月7日 9時55分 ～ 11時45分			
開催場所	葛飾区職員人材育成センター第3研修室			
議 題	(仮称) 葛飾区公文書等管理条例(案)について			
会 議	公開・非公開の別	公 開	非 公 開	
	非 公 開 の 理 由 1. 法令等の規定により非公開 ②. 第1回開催の会議の決定により非公開 3. その他 ()			
会 議 録	公開・非公開の別	公 開	一部公開	非 公 開
	非 公 開 の 理 由			
公開できる 予定が ある場合 はその時期	令和 年 月 日 以降			
出席委員	委員長 津村政男 委員 中島康比古 山田健吾			
事務局	長谷川豊(総務部長) 佐藤秀夫(総務課長) 山崎亜希(総務課区政情報係長) 岡美樹(総務課区政情報係) 櫛原直樹(総務課区政情報係)			

【開 会】

冒頭、委員長より開会発言があった。

【会議録について】

委員長：まず、議事に入る前に前回の会議録の確認をさせていただく。事前に区担当者から配布されているが、会議録で訂正事項あるか。

(異議なし)

委員長：では、前回の会議録はこれで確定する。

【(仮称)葛飾区公文書等管理条例(案)について】

委員長：では議題に入る。今日の議題は2つ、(1) (仮称)葛飾区公文書等管理条例(案) 修正案についてと(2) 葛飾区情報公開条例改正案について、である。あらかじめ資料をお送りいただいているが、資料1を見ていただくと、表の一番左側は、第4回の資料、中央が修正案、右側が修正の考え方ということで、④と書いてあるのは第4回の本委員会での質問等とそれに対する考え方を記載していただいた、ということである。検討結果について事務局から説明いただきながら、議論していきたい。

今回と次回の委員会で条例案文を固めるスケジュールになっているので、今日も活発な議論をお願いしたい。

ではまずは資料1を章単位で説明していただき、それぞれ章ごとに議論していきたい。

(事務局が資料1 第1章について説明)

委員長：それでは順番にご意見を伺いたい。

まず目次、「保存、利用等」を「保存等」としたということだが、利用の促進の規定はあるので、「利用」とあってもよいかと思ったが、公開請求の規定は情報公開条例に規定するということで、ここでは「等」に利用を含むという考え方ということで、私は特に異論はないが、いかがか。

(異議なし)

委員長：次に、第1条の「等」、第2条第2号本文の「当該」及びウ「特別の管理がされている」という要件について、いかがか。

(異議なし)

委員長：続いて第2条第3号「重要事項に関わり」という文言のところについては、いかがか。

C委員：この文言は残すということか。

事務局：「区政の重要事項に関わり」という文言は、事務局としては削除したいと考えている。

委員長：「将来にわたって区の活動又は歴史を検証する上で重要な資料となる公文書をいう。」という定義で、足りるか。

B委員：こういう定義のスタイルを最初にとったのは、おそらく札幌市だと思う。公文書管理法の「歴史資料として重要な」という概念規定を、「いや、歴史資料だけでない」という意味合いから、用語を「重要公文書」として「重要事項に関わり」という定義づけが出てきたと理解している。ただ、歴史資料だけではないと言いつつも、文言の構造上、「区政の重要事項に関わり」、かつ、「将来にわたって区の活動又は歴史を検証する上で重要な資料となる公文書」と、2つの要件を満たすことが必要になるので、ある意味範囲を狭めることになると思う。それが前回のご指摘につながるのだろう。

今回「区政の重要事項に関わり」という文言を削除する案をご提示いただいたことで読み直してみると、もともとの考え方や趣旨に非常にしっくりくるものなので、今回のご提案に賛同したいと思う。

委員長：続いて特定歴史的公文書の定義の部分も、資料のとおり修文していただいたということだが、ご意見はあるか。

(特になし)

委員長：第1章については以上となる。それでは続いて第2章の説明をお願いしたい。

(事務局が資料1 第2章について説明)

委員長：まずは、第4条の「軽微なもの」の基準、第5条第4項「どういった場合に延長することができるか」、同条第6項「区長以外の実施機関も、区長が定める選別基準にのっとり選別する」こと、これらについてご意見などあるか。

(特になし)

委員長：続いて第7条「公文書ファイル等管理簿」のその他の必要な事項について、今後の課題もあるようだが、条文案としてはこれでよいか。

(異議なし)

B委員：非常にテクニカルなところだが、9ページ目の6行目、「(以下「・・・」から続くところは転記ミスではないか。

事務局：おっしゃるとおり、ここは「公文書ファイル等管理簿」の誤植なので、訂正する。

委員長：続いて第7条第3項、区長が公表できる旨を追加したのと、農業委員会の状況と課題についてご説明いただいた。また第8条第1項については、第2条第4号を修正したということである。ここまでのところはいかがか。

(特になし)

委員長：続いて第8条第3項、情報公開条例の条文を基本的には引用しているということだが、第3号イの主語は「実施機関」を「区長」に変えたということだが、ここまではよいか。

(異議なし)

委員長：続いて第4号のところは公文書管理法第16条を参考に修正したということだが、この修正した理由はなにか。

事務局：情報公開条例の規定には「監査、検査、取締り、徴税等の計画及び実施要領、職員の選考、勤務評定及び人事記録・・・」などとあるが、そもそも職員の選考や勤務評定などの公文書は歴史的公文書には該当しないものであることから、この公文書管理条例の非公開情報の規定に入れるのは不適切と考えたため、公文書管理法を参考に修正したということである。

委員長：この点はいかがか。

B委員：方向性として公文書管理法と同様に非公開情報を絞り込んでいくということかと思う。その方向であれば賛同したい。もし可能であれば、次回以降、現用文書の非公開情報と歴史的公文書の非公開情報の違いを、比較表のようなもので示していただけるとありがたい。

事務局：ざっくり申し上げると、現用文書の非公開情報のうち、国や他の自治体との協力関係を損なう恐れのあるもの、区の内部の意思形成過程における情報で、公開することにより審議等を妨げる恐れのあるもの、附属機関が非公開と定めている情報、といったものは、歴史的公文書の非公開情報からは削除するというように考えている。次回、比較表をご提示したい。

委員長：続いて、同じく第4号のところ、区長は意見を付さなくてよいのか、というご意見に対しては、区長とそれ以外の実施機関で、第3項と第4項で記載を分けたというところは、いかがか。

(特になし)

委員長：続いて、第8条第7項の協議のところ、第9条第2項は具体的に項目を列記していただいたというところ、第9条第3項から第5項までについては規定を分けたというところ、以上についてはいかがか。

(特になし)

委員長：それでは、次に第3章をご説明いただきたい。

(事務局が資料1 第3章について説明)

委員長：第12条のタイトル及び第12条第4項では「区長が必要と認める事項」という文言は削除をしたということだが、よろしいか。

(異議なし)

委員長：第13条については、実施方向は今後具体的に検討していくということで、条文としてはこの案でよろしいか。
(異議なし)

委員長：第14条についてもこれでよろしいか。
(異議なし)

委員長：それでは、次に第4章をご説明いただきたい。
(事務局が資料1 第4章について説明)

事務局：第4章については以上となるが、第5章もご説明してよろしいか。

委員長：お願いしたい。
(事務局が資料1 第5章について説明)

委員長：ではまず第4章第15条第2項(4)については、かっこ内の文言を追加したということ。また第16条の表現については、いかがか。
(特になし)

委員長：続いて、第5章の第20条、第21条及び第22条は「公文書等」としたこと、第23条については修正されているが、これらについてはいかがか。
(特になし)

委員長：それでは、今までのところで全体を通して何かあるか。

B委員：次の事項にも関わってくるところだが、今回、公文書等管理条例に公文書の管理について規定し、公文書等へのアクセスについては情報公開条例に規定するという整理になった。ここで、情報公開条例においては「公開」、公文書等管理条例においては「利用」「使用」とある。すべて似た文言だが、もし使い分けしているのであればどう使い分けしているのか、言葉を無理に一つにする必要はないが、少し気になった点ではある。

委員長：感覚としてはなんとなくわかるが。

事務局：現時点での感覚としては、「公開」は利用請求があつての公開、「利用」はもう少し広く一般的な公開も含んでいるようなもの。次回の委員会でもより明確にしたい。

委員長：次回には、施行時期の案も提示していただきたい。

事務局：承知した。

委員長：内容ではないが、葛飾の「葛」の字は、中は「人」でよいのか。一部文字化けしているところがあった。

事務局：現在は中が「人」の「葛」で統一しているが、お使いのワードのバージョンによっては、中が「ヒ」になっていたり、文字化けしたりすることもある。次回から、資料はPDFでお送りするようにしたい。

【葛飾区情報公開条例改正案について】

委員長：続いて2点目、情報公開条例改正案について、を審議したい。こちらについては、別の情報公開の附属機関においてすべてご審議いただくものかと思っていたが、当委員会でも審議するという理解でよいか。

事務局：おっしゃるとおり、情報公開の附属機関として「葛飾区情報公開・個人情報保護審議会」があるが、一般区民の方が委員になっている附属機関であるため、そちらでは条例改正の概要のみをご審議いただく予定。具体的な条文については、当委員会でご審議をお願いしたい。

委員長：承知した。では、こちらでも章単位でご説明をお願いしたい。
(事務局が資料2 第1章について説明)

委員長：ひとつ質問だが、「歴史的公文書」については定義しなくてよいのか。

事務局：おそらく定義しなくてよいと思うが、法規担当係と調整したい。

委員長：そのほかはよろしいか。
(特になし)

委員長：第4条のところ、「当該情報を」とあるが、ここは「当該公文書の当該情報を」としなくてもわかるか。

B委員：今の委員長のご指摘を伺って、初めて気が付いたが、もともとの情報公開条例の規定を考えると、公開を受けるのが「情報」だったので、字面だけを考えると、この第4条の2行目の「当該情報」は「当該公文書」に修正するのが適切なのかなと思う。

事務局：現状の情報公開条例の規定で、「情報」と書いてあってもいわゆる「公文書」を指しているところと、公文書に書いてある「情報」を指しているところが混在していると感じており、今回そこが整理できると考えている。この改正案を作成したときは、第4条の規定においては「情報」のままでよいと考えたが、改めて精査したい。

委員長：ほかにあるか。

B委員：今の第4条のところだが、表題は「利用者の責務」となっていて、利用者とは公開を受けた者のことを指していて、「適正に使用しなければならない」のは、公開を受けた者に対してその2次的な利用を指しているのだと思うが、ちょうどこの第4条には「公開」、「利用」、「使用」という3つの言葉が含まれている。それぞれ何を表しているのか。また、「しなければならない」という義務規定、ある種精神的な規定に過ぎないと思うのだが、適正使用がなされなかったときはどうなるのか、制度上の実効性が担保されることはないように思う。とはいえ、今までこれで支障がなければ、そのままでもいいのかもしれないが、若干気になるところではある。

委員長：法的な義務とは違うので、確かに「しなければならない」より「使用するものとする」といった規定のほうが良いような、「責務」という表現はふさわしくない気がする。法的な義務があるように誤解されるような気がするので、これを機に検討してはどうか。

事務局：承知した。

委員長：そもそものところになるが、「情報公開条例」の「情報」というのは「情報」のままでよいのか。「公文書等」に改正しなくてよいのか。

事務局：これについては「情報」のままでよいと考えている。「公文書等」より「情報」のほうが示す範囲が広いと考えているためであるが、その辺りは整理してお示ししたい。

委員長：従前の条例における「情報」という定義と、公文書等管理条例制定後の「情報」という定義を整理したほうが良いような気がした。次回以降お願いしたい。

では、続いて第2章の説明をお願いしたい。

(事務局が資料2 第2章について説明)

委員長：第7条第2項「実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（第10条の3の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る情報を保有していない時を含む）・・・」とあるが、ここの「公開請求に係る情報」の「情報」は「公文書」に改正しなくてよいかどうか。

事務局：確認したい。

委員長：また第8条だが、カッコが3つあって、また「除く」も2つあって読みにくかった。もう少し読みやすい文章にならないかなと感じた。

次に第10条だが、第2項の規定は、第1項の末尾「公開しなければならない」とあるが、表現が強いような気がした。この条文の前のほうにはこういった表現は出てきておらず、ここで初めて「しなければならない」という表現が出てきているので、少し違和感があった。

事務局：検討する。

委員長：他の委員も何かお気づきの点はあるか。

(特になし)

委員長：では続いて第3章及び第4章も一緒に説明をお願いしたい。

(事務局が資料2 第3章及び第4章について説明)

委員長：第3章及び第4章で何かご意見、ご質問はあるか。

B委員：歴史的公文書の公開請求に際して、第三者に意見提出の機会を与える規定があるが、「公共の安全」に関わるような情報がある場合、移管元の実施機関の意見を聞くという規定を設けなくてよいか。現状の条例案では設けていないようだが、国の公文書管理法でいうと第18条第3項に規定されている。法で規定している「国の安全」に関する規定は自治体には適用されないと思うし、現状の葛飾区の情報公開条例の規定と行政機関等情報公開法の規定とは必ずしも一致しないということではあるが、とりわけ公共の安全に関わ

るものは、それぞれの実施機関の業務に深く関わるものであって、所掌事務に伴う専門的な判断が必要になることも考えられるのではないか。

他の自治体の規定ぶりを見ていくと、この公共の安全に関わることについて意見提出の機会を設けているところと設けていないところ、どちらもある。ただ、現用文書の公開・非公開の判断は各実施機関が実施するが、特定歴史的公文書の公開は区長が実施することになる。公文書を作成した実施機関そのものではない区長が、歴史的公文書を公開することになるので、作成した実施機関に意見を求める規定を条例に設けるべきかどうか、一つの論点になると思う。

委員長：他の条例も参考にしてお検討いただきたい。

この読み替え対照表の内容を、次回、条例案に盛り込むということによいか。

事務局：そのとおり。

委員長：第15条の2のところは、現用文書と歴史的公文書との公開の方針を変えるのかなと思った。先ほど指摘したところと関係するが、第15条の2本文の最後は「公開しなければならない」とある。

事務局：変える意図はない。歴史的公文書の規定は、国の法律をもとにして作成したので、齟齬が出てしまったのだと思う。

委員長：それでは先ほど指摘させていただいた公文書の規定とあわせて、表現をご検討いただきたい。

また第15条の2の第2項の最後のところ、「当該記録又は意見を参酌しなければならない」とあるが、この「意見」の前に「当該」を入れる必要がある気がする。

B委員：第15条の3に「掲示」とあるが、これは「提示」の誤植かと思う。

事務局：いずれも承知した。

B委員：第18条「実施機関は、公文書等の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。」とあるが、この検索に必要な資料は何か

事務局：現在公開している文書件名検索システムのことを指している。

B委員：現在の文書件名検索システムは、国の行政文書ファイル管理簿に当たるのだと思うが、行政機関情報公開法第22条の規定を参考にして、この条例第18条の規定に公文書等管理条例との関連を盛り込み、なおかつ、それに含まれないある種一般の情報の提供についても定める、という規定ぶりに見直していただけるとよいのではないかと思う。

事務局：承知した。

委員長：ほかによろしいか。

C委員：情報公開・個人情報保護審議会条例第7条で、区の機関の職員等の出席を求める規定があるが、第三者の意見提出と何か関係があるのか。

事務局：情報公開・個人情報保護審議会では、その所掌事項に関わる事項、例えば条例改正の審議等において必要があるときは、実施機関の職員を呼んで説明させることもできている。情報公開決定の1件1件の内容の審議については、審議会の所掌事項ではないので、そういったことは想定していない。

C委員：葛飾区では、審査請求の審議は、行政不服審査会で行っているのか。

事務局：そのとおり。行政不服審査会は、必要に応じて実施機関の職員を呼んで審議することもある。

C委員：承知した。

委員長：他にないか。

(特になし)

【閉会】

委員長：それでは今日の審議を踏まえ、次回の審議会では、今日と同じような資料の形式で、改正案等をご提示いただきたい。

本日は以上で閉会する。